

## 第6回教育委員会会議録

日 時	平成 26 年 5 月 29 日 開会 10 : 00 ~ 閉会 12 : 05
会 場	教育長室
出 席 者	山 田 律 子 委員長 佐々木 義 朗 委員 阿 部 弓 枝 委員 明 石 光 正 委員 宮 崎 肇 教育長
参 与	西 本 隆 史 教育部長 島 倉 弘 行 教育部次長 西 野 典 男 教育部次長 (学校指導担当) 藤 木 健一郎 企画総務課長 渡 邊 誠 司 学校教育課長 小 田 誠 青少年課長 加 賀 屋 勝 生涯学習課長 内 山 匠 文化施設課長
書 記	堀田 企画総務課総務係長
議題及び 議事の概要	別紙のとおり

## 議題及び会議の概要

委員長	<p>ただ今から、平成 26 年第 6 回教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>議案第 2 号千歳市奨学生の選考及び奨学金額の決定について、議案第 7 号千歳市社会教育委員の委嘱について及び議案第 8 号千歳市公民館運営審議会委員の委嘱については、個人情報が含まれますので、秘密会といたします。</p> <p>秘密会の件についてよろしいでしょうか。</p>
委員	一同了承
委員長	それでは、会議録の承認をお願いいたします。
総務係長	<p>前回、4 月 30 日に開催されました第 5 回教育委員会会議は議案が 7 件、議案第 1 号千歳市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について、議案第 2 号平成 26 年度学校評議員の委嘱について、議案第 3 号千歳市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、議案第 4 号小学校用教科用図書の採択について、議案第 5 号千歳市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 6 号教職員の処分内申について、議案第 7 号教職員の異動内申について、いずれも原案通り議決されております。</p> <p>以上であります。</p>
委員長	会議録承認の件よろしいでしょうか。
委員	一同了承
委員長	それでは、教育長から報告をお願いいたします。
教育長	<p>定例校長会議でお話しした内容について報告いたします。</p> <p>1 点目は、教頭及び主幹教諭候補者の発掘についてです。特に顕著であったこととして、昨年の教頭昇任試験の受験者が減少傾向にあり、特に、26、27 年度には大量の校長退職者が見込まれ、人材確保が喫緊の課題となっている。教頭は学校の要であり、将来の校長候補である。学校課題が山積している現状においては、より適任の人材を確保する必要があるため、出来れば、候補者を発掘、推薦してほしいとお願いしました。また、主幹教諭についても平成 27 年度以降、順次、増員される見通しである。これについても、候補者の発掘をお願いしました。</p> <p>2 点目は、いじめ等が発生した場合の対応についてであります。東京都品川区立中学 1 年の男子生徒が 2012 年にいじめを苦に自殺した問題で、生徒の両親が、同級生 14 人と担任教諭、区などを相手取り、損害賠償を求めて提訴した。訴状によると担任教諭や学校長の対応に不満や不信があることが提訴の要因で</p>

	<p>あるようであります。</p> <p>訴訟となると、それに対応するエネルギーは大変なものがあり、子どもたちや担任の心に大きな負担と傷を負うことになる。何よりも尊い命を失わせることの無いようにすることはもちろんのこと、関係する児童生徒や担任教諭等に生涯癒すことのできない心の傷を負わせないためにも、日頃から児童生徒の動向を注視するとともに、未然防止の取組はもちろんのこと、いじめの早期発見・早期対応を適切に行うようにとのお話をしました。</p> <p>3点目は、交通事故と違反防止の徹底であり、4月1日以降、交通違反や事故が頻発している。特に、昨年度から多くなっている接触事故や車両追突、衝突事故の場合、怪我等をした被害者の苦痛、教育公務員への信用失墜のほか、加害教職員本人の将来にも大きな影響を及ぼす可能性がある。自らを窮地に立たせないという意味からも、気を引き締めて運転するよう教職員に対する指導の徹底をお願いしました。</p>
委員長	<p>教育長の報告についてご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いいたします。</p>
企画総務課長	<p>議案第1号、平成26年千歳市議会第2回定例会教育行政報告についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由は、平成26年千歳市議会第2回定例会に教育行政の諸般について報告するため、本案を提出するものであります。</p> <p>教育行政報告書を読み上げます。</p> <p>～資料読み上げ～</p> <p>以上、提案内容についてご説明申し上げます。ご審議の程宜しくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>第1号議案についてご質問等ございますか。</p> <p>学習支援員については、退職教員の方が多いのですか。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
委員長	<p>ほかにご質問等よろしいでしょうか。</p> <p>1号議案についてよろしいですか。</p>
委員	<p>一同了承</p>
委員長	<p>次に議案第2号の説明をお願いいたします。</p> <p>(秘密会：原案可決)</p>

<p>委員長</p>	<p>議案第3号、千歳市附属機関設置条例の一部改正についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案第3号、千歳市附属機関設置条例の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>提案理由でございますが、学校教育法施行令の一部改正に伴い、千歳市就学指導委員会の名称及び担当事務について、所要の改正を行うことを内容とする千歳市附属機関設置条例の一部改正について、を6月に開催する第2回定例会に上程するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>千歳市附属機関設置条例に規定されている附属機関の名称を「千歳市就学指導委員会」から「千歳市教育支援委員会」に改め、併せて、担当事務の文中「就学指導に」を「教育支援に」に改めるものでございます。</p> <p>この名称変更に至った経緯でございますが、昨年9月1日の学校教育法施行令の改正が行われ、障害のある子どもの就学手続きなどに関し、大きく4点の改正がされており、就学先を決定する仕組み、障害の状態等の変化を踏まえた転学、区域外就学の取扱い、保護者及び専門家からの意見聴取の機会拡大の4点の改正が行われた際に、中教審の初等中等教育分科会から文科省に対し、就学指導委員会については、教育相談就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会（仮称）」といった名称が適当であるとの提言がなされました。</p> <p>その後、10月に文科省の初等・中等教育局長通知で「教育支援委員会（仮称）」といった名称が適当である」との通知がありました。</p> <p>また、本年4月に道教委から平成26年3月31日付で「北海道就学指導委員会」を「北海道教育支援委員会」に名称を変更した旨の通知があったことから、当市においても同様に変更しようとするものでございます。</p> <p>なお、この改正条例の施行日は、議会での議決日としており、また、経過措置として、旧就学指導委として委嘱している者を教育支援委員とみなすことなどを規定しております。</p> <p>以上、提案内容についてご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>議案第3号についてご質問等ございますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>基本的に親御さんの選択ということで就学指導委員会の時にも言われておりましたが、指導ではなくなったということですね。</p>
<p>教育部長</p>	<p>今回の法改正でそのように名称が変わりましたが、千歳市では従前からその内容で行っております。</p>

委員長	議案第 3 号についてよろしいですか。
委員	一同了承
委員長	次に、議案第 4 号をお願いいたします。
学校教育課長	<p>議案第 4 号、千歳市就学指導委員会規則等の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>提案理由でございますが、学校教育法施行令の一部改正に伴い、千歳市就学指導委員会規則、千歳市教育委員会行政組織規則及び千歳市教育委員会事務委任等規則の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>これらは、議案第 3 号で説明いたしました千歳市附属機関設置条例の改正により、委員会の名称が千歳市教育支援委員会などに改められた際に、併せて、関連する規則等を改正する内容となっております。</p> <p>初めに、千歳市就学指導委員会規則ですが、本規則の題名を千歳市就学指導委員会規則から千歳市教育支援委員会規則に改めるものです。</p> <p>次に、第 1 条の条文中、就学予定者の次に「(以下「心身障害児」という)」を加え、「就学指導を図る」を「教育支援（早期からの教育相談・支援及び就学先決定時の就学指導、就学後における一貫した教育支援をいう。）を行う」に改めております。</p> <p>これは、第 6 条でも使用されている心身障害児を明確にするため、定義づけるとともに、この規則で使用する教育支援の内容について、カッコ書きで加えております。</p> <p>次に、第 2 条中、千歳市就学指導委員会を千歳市教育支援委員会に改めております。</p> <p>次は、第 3 条 4 項中、会長の指定する場所を千歳市教育委員会教育部学校教育課に改め、同条第 5 項は、削除しております。</p> <p>これは、第 4 項で事務局を置く場所を学校教育課を明確に位置づけることにより、第 5 項の事務局長、事務処理等の規定を削除するものです。</p> <p>次に、第 6 条 1 項中、審議及び調査は、業務実態に合わせて入れ替え、調査及び審議に改め、同項第 1 号中、心身障害児の次に「障害の種類、程度の」を加えております。</p> <p>これは、委員会が判断及び判定する内容を明確にするため、加えたものです。</p> <p>次に、同項第 3 号中、就学指導を教育支援に改めております。</p> <p>次に、同項第 3 号中、「就学時及び未就学児の」を削っております。</p> <p>これは、第 1 条で心身障害児を定義づけたことから削除しております。</p> <p>次に、同項第 4 号中、障害児教育を特別支援教育に改めております。</p>

	<p>これは、平成 19 年の学校教育法の改正以降、法で特別支援教育を使用していることから、この機に改めるものです。</p> <p>第 8 条の次に、見出しとして「(委任) を加え、第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が定める。」を加えております。</p> <p>これは、委員会の運営に関し、本規則が定める事項以外の取扱に関する規定がなかったことから、議長として会務を処理する会長が定めることを規定するものです。</p> <p>実状といたしまして、委員会の開催前に事務局会議を開催し、会長が会議の進行方法等を決定している状況がございます。</p> <p>千歳市教育委員会行政組織規則についてですが、別表第 2 学校教育課の項、第 17 号中、就学指導委員会を教育支援委員会に改めております。</p> <p>千歳市教育委員会事務委任等規則についてですが、第 1 条第 8 号中、就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改めております。</p> <p>なお、これら 3 規則の改正後の施行日は、千歳市附属機関設置条例が、議会で議決された日と同日で改正することとしております。</p> <p>また、最初に説明した千歳市就学指導委員会規則については、旧就学指導委員会の委員として委嘱している者は教育支援委員会の委員に、旧就学指導委員会の専門委員として委嘱している者は教育支援委員会の専門委員とみなすことを規定しております。</p> <p>以上、提案内容についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
委員長	議案第 4 号についてご質問等ございませんか。
委員	一同了承
委員長	次に議案第 5 号についてご説明願います。
企画総務課長	<p>議案第 5 号、教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準についての一部を改正する規準の制定についてご説明いたします。</p> <p>提案理由でございますが、学校教育法施行令及び平成 26 年 4 月 1 日付け行政組織の改正に伴い、教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準についての一部を改正するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>本基準の 2(2)② ア(10)の秘密会の規定中、就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改め、文化財保護審議会委員、学校給食センター運営審議会委員及びスポーツ推進委員を文化財保護審議会委員及び学校給食センター運営審議会委</p>

	<p>員に改めております。</p> <p>これは、議案第4号でも説明しております教育支援委員会への名称変更と平成26年4月1日に観光スポーツ部に組織変更となったスポーツ推進委員を削除するものであります。</p> <p>以上、提案内容についてご説明申し上げます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
委員長	<p>議案第5号についてご質問等ございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>一同了承</p>
委員長	<p>次に議案第6号の説明をお願いいたします。</p>
青少年課長	<p>それでは、議案第6号について、御説明いたします。</p> <p>これは、3月25日に開催した教育委員会会議において御審議、御決定いただきました千歳市いじめ防止基本方針に基づき、新たに組織を設置するものであります。</p> <p>提案の理由であります。教育委員会の附属機関として千歳市いじめ問題専門委員会を設置し、及び市長の附属機関として千歳市いじめ問題調査委員会を設置することを内容とする千歳市いじめ問題専門委員会及び千歳市いじめ問題調査委員会条例の制定について、平成26年第2回定例市議会に上程するため、本案を提出するものであります。</p> <p>それでは、条文について御説明申し上げます。</p> <p>まず、第1章、総則であります。第1条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、千歳市いじめ問題専門委員会と、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市いじめ問題調査委員会を、新たに設置することを規定しております。</p> <p>次に、第2章は、専門委員会に関する事項を定めておりますが、第2条は、専門委員会の所掌事務について規定したものであります。</p> <p>第1号は、専門委員会の所掌事務として、法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議することを規定したものであります。</p> <p>第2号は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととしております。</p> <p>第3条は、専門委員会の組織について規定しております。</p> <p>第1項は、専門委員会委員の定数について定めたものであり、第2項は、専門</p>

委員会委員を選任する場合の要件を規定したものであります。

第4条は、専門委員会委員の任期について、第5条は、専門委員会の委員長及び副委員長について規定したものであります。

第6条は、専門委員会の会議について、招集、開催、議決、除斥に関する事項を規定したものであります。

第7条は、専門委員会の意見等の聴取について規定しておりますが、所掌事務の遂行に必要な場合は、関係者の出席を求めることなどができることとしております。

次に、第3章は、調査委員会に関する事項を定めておりますが、第8条は、調査委員会の所掌事務を規定したものであります。

調査委員会の所掌事務として、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うこととしております。

第9条は、調査委員会の組織について規定しておりますが、第1項は、調査委員会委員の定数について定めたものであり、第2項は、調査委員会委員を選任する場合の要件を規定したものであります。

第10条は、調査委員会委員の任期について、第11条は、調査委員会の委員長及び副委員長について規定したものであります。

第12条は、調査委員会の会議について、招集、開催、議決、除斥に関する事項を規定したものであります。

第13条は、調査委員会の意見等の聴取について定めたものであります。調査に必要な場合は、関係者の出席を求めることなどができることとしております。

次に、第4章、雑則であります。第14条は、専門委員会委員及び調査委員会委員の守秘義務について規定しております。

第15条は、委任についての規定であります。専門委員会及び調査委員会の運営に関し、この条例に定めのない事項については、専門委員会、調査委員会それぞれの委員長が、専門委員会、調査委員会に諮って定めることとしております。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

附則第1項、施行期日であります。この条例は公布の日から施行することとしております。

附則第2項は、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員の報酬を定めるため、千歳市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

別表第1の中の指定管理者選定委員会委員、月額12,000円の次にいじめ問題専門委員会委員、月額12,000円、いじめ問題調査委員会委員、月額12,000円を加えるものであります。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。



委員長	議案第 6 号についてご質問等ございますか。
委員長	調査委員会は市長の附属機関ということですが、その内容を決めたのは教育委員会ですか。
青少年課長	市長部局と調整を行いまして決めたものです。 市長部局の所管は総務部総務課です。
委員長	その他ございますか。議案第 6 号はよろしいですか。
委員	一同了承
委員長	次に議案第 7 号をお願いいたします。 (秘密会：原案可決)
委員長	次に議案第 8 号の説明をお願いいたします。 (秘密会：原案可決)
委員長	次に、報告第 1 号をお願いいたします。
生涯学習課長	平成 25 年度公益財団法人千歳青少年教育財団の経営状況について報告いたします。 事業報告につきまして報告させていただきます。はじめに、各事業の概要について報告いたします。 教育事業につきましては、学習講座開設事業といたしまして、千歳サケのふるさと館に宿泊しながら、水族館の仕組みや飼育業務を体験するアクアリウムナイトツアー、夜の水族館探検等を行うアクアリウム・プチナイト、早朝の千歳川サケ遡上観察などを行うサーモン・ツアー早起きはサーモンの徳、水族館の大掃除体験を実施しました。 サケふるセミナーでは、サケの生態や水生生物などに関する講座や外部講師による実験教室などを中心に実施しました。 ジュニアリーダー及びシニアリーダー活動事業では、子ども会活動の中心的な役割を果たすジュニアリーダーの養成やシニアリーダーの研修、更には千歳サケのふるさと館学習事業や町内会活動への支援を行ないました。 社会教育関連事業では、千歳市子ども会育成連合会との共催事業として、緑の村キャンプ大会やちとせっ子雪遊びを実施し、多くの子どもたちが参加しました。

教育展示事業では、サケ科魚類を中心とした常設展示と併せエントランスやスロープを利用した特別展や写真展を実施しました。

教育関係支援事業では、総合的な学習に対応しサケのふ化観察や放流体験などを実施すると共に、児童・生徒に対し学芸員による出前講座などを実施し、また、インターンシップ、職業体験、職場研修などの受入を行ないました。

水族館管理運営事業につきましては、千歳サケのふるさと館の入館者が130180人と前年度対比19.0%20765人の増加となりました。

このことは、ラジオ・テレビなどによる広報PRや積極的な営業活動の結果と昨年度と同じくタイなど東南アジア地区からの入館者が増加したことによるものと考えております。

次に、サポーター会員制度では、市民をはじめ道内外から個人5691人、法人82社の加入があり、個人で1029名、法人で4社が増えました。

収益事業につきましては、施設賃貸などを行い、また、千歳市の委託を受けて道の駅サーモンパーク千歳の情報コーナーなどの管理業務を行いました。

なお、サーモンパーク内飲食物販売施設等は、道の駅リニューアル工事に伴い、平成25年度で営業を終了しました。

次に、決算報告についてご説明させていただきます。説明は、収支計算書により、行ないます。

公益事業の教育事業、水族館管理運営事業についてご説明いたします。

最初にⅠ事業活動収支の部からご説明いたします。

1 事業活動収入の①基本財産運用収入から⑨雑収入までの事業活動収入計Aにつきましては、当初予算1億7152万1千円に対しまして、365万2千円を減額し、予算現額を1億6786万9千円とし、決算額、1億6756万6436円となり、30万2564円の減となっております。

2 事業活動支出として、事業費支出の1教育事業費支出であります。当初予算2037万8千円に対し、131万7千円を減額し、予算現額を1906万1千円とし、決算額1892万9017円となり、13万1983円の減となっております。

次に、2水族館管理運営事業費支出であります。当初予算1億446万3千円に対し、485万4千円を減額し、予算現額を1億3960万9千円とし、決算額1億3929万7979円となり、31万1021円の減となっております。

この結果、事業活動支出計Bにつきましては、当初予算1億6484万円1千円に対し、617万1千円の減額となり予算現額を1億5867万円とし、決算額1億5822万6996円となり、44万3004円の減となっております。

前段にご説明いたしました事業活動収入計A決算額と事業活動支出計B決算額との差し引き額が、事業活動収支AマイナスBとなり、決算額は933万9440円となります。

Ⅱ投資活動収支の部について、ご説明いたします。

1 投資活動収入①特定資産取崩収入につきましては、当初予算0円に対し、店

舗の預かり保証料返還のため、90万7千円を増額し、予算現額を90万7千円とし、決算額百90万6600円となり、400円の減となっております。同額が投資活動収入計D決算額となっております。

2投資活動支出①特定資産取得支出につきましては、当初予算1千万円に対し、退職給付引当資産取得支出、74万3千円を増額し、予算現額を1074万3千円とし、決算額1072万8758円となり、1万4242円の減となっております。

②固定資産取得支出につきましては、当初予算0円に対し、スチール物置の購入により、28万4千円を増額し、予算現額を28万4千円とし、決算額は28万3500円となり、500円の減となっております。

この結果、①特定資産取得支出と②固定資産取得支出の合算であります投資活動支出計Eにつきましては、当初予算1千万円に対し、102万7千円の増となり、予算現額を1千102万7千円とし、決算額1千101万2258円となり、1万4742円の減となります。

これにより投資活動収入計D決算額と投資活動支出計E決算額との差し引き額が、投資活動収支差額DマイナスEとなり、決算額はマイナス1千10万5658円となります。

次に、Ⅲ財務活動収支の部、①その他に支出、1受け入れ補償金返還支出につきましては、当初予算0円に対しまして、90万7千円を増額し、予算現額90万7千円とし、決算額90万6600円となり、400円の減となります。

この結果、当期収支差額Aはマイナス167万2818円となり、前期繰越収支差額マイナス195万8801円との合算額は、次期繰越収支差額マイナス363万1619円となります。

次に収益事業会計についてご説明いたします。

I事業活動収支の部1事業活動収入①事業収入1道の駅管理業務料収入につきましては、予算現額146万1千円に対しまして決算額146万1600円で600円の増となっております。

⑥負担金収入は、予算現額52万1千円に対しまして、5万円を増額し、予算減額57万1千円とし、決算額57万5438円で、4438円の増となっており、これはテナント売上負担金収入であります。

⑨雑収入ですが、当初予算366万7千円に対し、97万9千円を減額し、予算現額268万8千円とし、決算額269万8765円となり、1万765円の増となっております。

これらを合算した事業活動収入計A予算現額472万円に対しまして、決算額473万5803円となり、1万5803円の増となっております。

次に、2事業活動支出①事業費支出であります。当初予算232万9千円に対し、79万円を増額し、予算現額を311万9千円とし、決算額310万7427円となり、1万1573円の減となっております。

これにより、事業活動収入計A、決算額と事業活動支出B決算額との差し引き

	<p>額、事業活動収支差額AマイナスBが、当期収支差額A決算額 162 万 8376 円となり、前期繰越収支差額B 218 万 5637 円との合算額は、次期繰越収支差額AプラスB 381 万 4013 円となります。</p> <p>次に法人会計についてご説明いたします。</p> <p>I 事業活動収支の部 1 事業活動収入②特定資産運用収入は、特定資産利息収入で予算現額千円に対し、決算額 82 円で 918 円の減となっております。</p> <p>⑤補助金等収入は、当初予算 872 万 6 千円に対し、施設移転補償費分等により 3511 万 5 千円を増額し、予算減額 4384 万 1 千円とし、決算額 4379 万 8149 円となり、4 万 2851 円の減となっております。</p> <p>この結果、事業活動収入計Aは、当初予算額 872 万 6 千円に対し、3511 万 6 千円を増額し、予算現額 4384 万 2 千円とし、決算額 4379 万 8231 円となり 4 万 3769 円の減となります。</p> <p>次に、2 事業活動支出①管理費支出につきましては、当初予算 872 万 6 千円に対し、補償費の増などにより、3508 万 7 千円を増額し、予算現額 4381 万 3 千円とし、決算額 4375 万 1717 円となり、6 万 1283 円の減となります。</p> <p>これにより、事業活動収入計A決算額と事業活動支出計B決算額との差引き額が、事業活動収支差額AマイナスBとなり、決算額は 4 万 6514 円で 1 万 7514 円の増となっております。</p> <p>II 投資活動収支の部についてですが、2 投資活動支出①特定資産取得支出は、退職給付引当資産取得支出で、予算現額 4 万 7 千円に対し決算額 4 万 1599 円となり 5401 円の減となります。同額が投資活動収支計Eになります。</p> <p>この結果、下段にあります当期収支差額Aが 4915 円となり、前期繰越収支差額Bの 1 万 8564 円との合算額が次期繰越収支差額AプラスBの 2 万 3479 円となります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	受入補償金とはどのような内容ですか。
生涯学習課長	事前に預かっていた補償金を今回店を撤去し移動する際にお返しするものです。
佐々木委員	組織再編で観光スポーツ部に移管した後も事業内容や会計のシステムは変わらないのですか。
教育部長	変わりません。
委員長	次に報告第 2 号の説明をお願いいたします。

<p>企画総務課長</p>	<p>報告第2号、平成26年度補正予算について説明いたします。</p> <p>就学支援事業の奨学基金積立金を補正するものであります。内訳といたしまして、平成26年2月24日から平成26年3月28日までにありました8件の寄付採納額、3,350千円を奨学基金積立金に計上するものであります。</p> <p>これによりまして、平成26年度就学支援事業費は9,597千円となります。</p> <p>なお、補正後の基金残高は66,396,705円となります。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
<p>青少年課長</p>	<p>次に、生徒指導事業費について、御説明いたします。</p> <p>これは、先ほど御説明しました千歳市いじめ問題専門委員会を新たに設置することに伴い、委員の報酬及び費用弁償を追加しようとするものであります。</p> <p>補正の内容であります。委員の報酬としまして、日額12千円の5名分、会議の開催を4回とし、計240千円を追加しようとするものであります。</p> <p>会議4回の内訳としましては、北海道の取組を参考として、定期開催1回と、臨時開催としまして、重大事態などに係る調査等が、年1事案3回を想定し、計4回としております。</p> <p>次に、費用弁償であります。委員の選任に当たりましては、今後、北海道弁護士会や北海道医師会などの各職能団体に推薦を依頼することになりますので、居所が市外にあることを見込み、43,200円を追加し、合計284千円を増額補正しようとするものであります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の会議を終了いたします。</p>